外用薬			
品名	規格	単位	薬価 円
（あ）			
アダパレンクリーム0.1％「ニプロ」	0.1％	1ｇ	50.30
アダパレンゲル0.1％「共創未来」	0.1％	1ｇ	50.30
アダパレンゲル0.1％「ＪＧ」	0.1％	1ｇ	50.30
アダパレンゲル0.1％「テイコク」	0.1％	1ｇ	50.30
アダパレンゲル0.1％「ＴＣＫ」	0.1％	1ｇ	50.30
アダパレンゲル0.1％「日新」	0.1％	1ｇ	50.30
アダパレンゲル0.1％「ニプロ」	0.1％	1ｇ	50.30
アダパレンゲル0.1％「ＹＤ」	0.1％	1ｇ	50.30
（く）			
クロモグリク酸Ｎａ点鼻液２％「トーワ」	190mg9.5mL	1瓶	305.50
（け）			
ケトチフェン点鼻液0.05％「杏林」	6.048mg８mL	1瓶	319.20
ケトチフェン点鼻液0.05％「トーワ」	6.048mg８mL	1瓶	319.20
ケトプロフェンテープ20mg「三和」	７cm×10cm	1枚	12.10
ケトプロフェンテープ40mg「三和」	10cm×14cm	1枚	16.80
ケトプロフェンパップ30mg「三和」	10cm×14cm	1枚	11.70
ケトプロフェンパップ60mg「三和」	20cm×14cm	1枚	19.30
（に）			
ニトログリセリンテープ27mg「トーワ」	(27mg) 9.6㎠	1枚	66.20
（ひ）			
局 ヒアルロン酸Ｎａ点眼液0.3％「わかもと」	0.3％５mL	1瓶	226.60
（へ）			
局 ペミロラストＫ点眼液0.1％「杏林」	５mg５mL	1瓶	411.80

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正）

第二条　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第５ 第１部～第９部　（略） 第10部　追補　(9) 内用薬	別表第５ 第１部～第９部　（略） （新設）

品名	規格	単位
（あ）		
アロストーワ錠20mg	20mg	1錠
局 アンタゴスチンカプセル50mg	50mg	1カプセル
アンタゴスチン細粒10％	10％	1ｇ